

千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月17日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第4号

千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和58年千葉県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表第2美浜区の部に次のように加える。

幕張豊砂駅第1自転車駐車場	千葉県美浜区浜田2丁目地内
---------------	---------------

別表第3の2の項中「及び海浜幕張駅第6自転車駐車場」を「、海浜幕張駅第6自転車駐車場及び幕張豊砂駅第1自転車駐車場」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年3月18日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月17日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2に規定する幕張豊砂駅第1自転車駐車場の定期利用に係る千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則第10条から第15条までの規定による申請、承認その他の手続は、令和5年3月18日前においても行うことができる。